

第9期介護保険事業計画の主な内容（第8期→第9期）

第8期介護保険事業計画（市町村）	
1	○ 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2	○ 要介護者等の実態把握 （データ活用にあたって個人情報取扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備）
3	○ 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 ①市町村関係部局相互間の連携（企画・総務課、障害福祉部等の民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部局、交通担当部局等） ②市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 ③被保険者の意見の反映 ④都道府県との連携
4	○ 2025年度、2040年度の推計及び第8期の目標 ①2025年度及び2040年度の推計 ②第8期の目標
5	○ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
6	● 日常生活圏域の設定
7	○ 他の計画との関係（地域福祉計画、医療計画等）
1	● 日常生活圏域
2	● 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み （整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案）
3	● 各年度における地域支援事業の量の見込み （費用の額の見込みのほか、サービスを提供する事業者・団体数や利用者数を見込むように努める）
4	● 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 （要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に記載）
三 1	○ 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 ①在宅医療・介護連携の推進 （着目に関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点からの取組等の重要性） ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進（交通担当部門との連携） ④地域ケア会議の推進 ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携
2	○ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3	○ 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
4	○ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項 ①介護現場革新の具体的な方策を記載 ②介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護現場のイメージ刷新の具体的な方策を記載 ③文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
5	○ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 ①介護給付等対象サービス ②総合事業 ③地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化
6	○ 認知症施策の推進 （認知症施策推進大綱を踏まえた普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等） ①普及啓発・本人発信支援 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
7	○ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数
8	○ 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
9	○ 市町村独自事業に関する事項
10	○ 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
11	○ 災害に対する備えの検討
12	○ 感染症に対する備えの検討



第9期介護保険事業計画（市町村）	
1	○ 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
2	○ 要介護者等の実態の把握等 （一）被保険者の現状と見込み （二）保険給付や地域支援事業の実績把握と分析 （三）調査の実施 （四）地域ケア会議等における課題の検討
3	○ 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 （一）市町村関係部局相互間の連携（企画・総務課、障害福祉部等の民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部局、交通担当部局等） （二）市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 （三）被保険者の意見の反映 （四）都道府県との連携
4	○ 中長期的な推計及び第9期の目標 （一）中長期的な推計 （二）第9期の目標
5	○ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
6	● 日常生活圏域の設定
7	○ 他の計画との関係（地域福祉計画、医療計画等）
8	その他 （一）計画期間と作成の時期 （二）公表と地域包括ケアシステムの普及啓発
1	● 日常生活圏域
2	● 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み （一）各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み （二）各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み
3	● 各年度における地域支援事業の量の見込み （費用の額の見込みのほか、サービスを提供する事業者・団体数や利用者数を見込むように努める） （一）総合事業の量の見込み （二）包括的支援事業の事業量の見込み
4	● 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 （一）被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 （二）介護給付の適正化への取組及び目標設定
三 1	○ 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 （一）在宅医療・介護連携の推進 （二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 （三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 （四）地域ケア会議の推進 （五）高齢者の居住安定に係る施策との連携
2	○ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 （一）関係者の意見の反映 （二）公募及び協議による事業者の指定 （三）都道府県が行う事業者の指定への関与 （四）報酬の独自設定
3	○ 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 （一）地域支援事業に要する費用の額 （二）総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの種類ごとの見込量確保の方策 （三）地域支援事業及び予防給付の実績による介護予防の達成状況の点検及び評価 （四）総合事業の実施状況の調査、分析及び評価
4	○ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について追記。 ○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを記載。 ○ケアマネジメントの質の向上、人材確保について追記。 ○地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用の重要性について追記。 ○ハラスメント対策を含めた働きやすさ環境づくりに向けた取組の推進について記載。 ○文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組について記載。 ○介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載。 ○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記。
5	○ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 （一）介護給付等対象サービス （二）総合事業 （三）地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化 高齢者虐待防止対策の推進（新設）
6	○ 認知症施策の推進 （一）普及啓発・本人発信支援 （二）予防 （三）医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 （四）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
7	○ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数
8	○ 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
9	○ 市町村独自事業に関する事項 （一）保健福祉事業に関する事項 （二）市町村特別給付に関する事項 （三）一般会計に関する事項
10	○ 削除
11	○ 災害に対する備えの検討
12	○ 感染症に対する備えの検討

※「各年度」とは、令和6年度、令和7年度及び令和8年度のことである。

※ ●は必須記載事項（基本的記載事項）、○は任意記載事項である。
※ 上表は、介護保険法及び令和5年度全国介護保険担当課長会議資料に基づき作成したものである。